（業務改善命令）

第四十一条の三　税関長は、指定保税地域において貨物を管理する者がこの法律の規定に従つて指定保税地域の業務を行わなかつたことその他の事由により、この法律の実施を確保するため必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該指定保税地域において貨物を管理する者に対し、前条に規定する規則に定められた事項に係る業務の遂行の改善に必要な措置をとるべきこと又は当該規則の制定若しくは変更を命ずることができる。

2　税関長は、前項の規定による命令をしようとするときは、当該命令に係る指定保税地域において貨物を管理する者にあらかじめその旨を通知し、その者若しくはその代理人の出頭を求めて意見を聴取し、又はその他の方法により、釈明のための証拠を提出する機会を与えなければならない。

第四十三条に次の一号を加える。

十一　申請者が、前条第一項の許可を受けようとする保税蔵置場の業務について、その者（その者が法人である場合においては、その役員を含む。）又はその代理人、支配人その他の従業者がこの法律その他の法令の規定を遵守するために必要な業務の手順及び体制に関する事項として財務省令で定める事項を規定した規則を定めていない場合

第四十三条の三第三項に後段として次のように加える。

この場合において、第六十七条の二第一項中「輸出又は輸入の許可」とあるのは「第四十三条の三第一項の承認」と、「保税地域等（保税地域又は第三十条第一項第二号（外国貨物を置く場所の制限）の規定により税関長が指定した場所をいう。以下同じ。）」とあるのは「保税蔵置場」と、同条第二項中「輸出し、又は輸入しようとする者」とあるのは「保税蔵置場に置こうとする者」と、同条第三項中「保税地域等」とあるのは「保税蔵置場」と読み替えるものとする。

第四十三条の四第二項に後段として次のように加える。

この場合において、同条中「第六十七条（輸出又は輸入の許可）の規定による申告」とあるのは、「第四十三条の三第一項（外国貨物を置くことの承認）の規定による申請」と読み替えるものとする。

第四十五条の次に次の一条を加える。

（業務改善命令）

第四十五条の二　税関長は、保税蔵置場の許可を受けた者がこの法律の規定に従つて保税蔵置場の業務を行わなかつたことその他の事由により、この法律の実施を確保するため必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該保税蔵置場の許可を受けた者に対し、第四十三条第十一号（許可の要件）に規定する規則に定められた事項に係る業務の遂行の改善に必要な措置をとるべきこと又は当該規則の制定若しくは変更を命ずることができる。

2　税関長は、前項の規定による命令をしようとするときは、当該命令に係る保税蔵置場の許可を受けた者にあらかじめその旨を通知し、その者若しくはその代理人の出頭を求めて意見を聴取し、又はその他の方法により、釈明のための証拠を提出する機会を与えなければならない。

第四十八条第一項第二号中「第十号」を「第十一号」に改め、同項に次の一号を加える。

三　許可を受けた者が第四十五条の二第一項（業務改善命令）の規定による命令に違反したとき。

第五十一条第三号中「者が」の下に「二以上の場所における」を、「遵守するため」の下に「に必要な業務の手順及び体制に関する事項並びに当該業務を適正かつ確実に遂行するため」を加える。

第五十二条中「ときは」の下に「、当該承認取得者に対し」を加え、「若しくは当該規則」を削り、「講ずる」を「とるべき」に、「同号に規定する規則を新たに定めること」を「当該規則の制定若しくは変更」に改める。

第六十一条の四中「納付義務等」の下に「・業務改善命令」を加え、同条後段を次のように改める。

この場合において、第四十二条第二項中「前項」とあるのは「第五十六条第一項（保税工場の許可）」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第五十六条第一項」と、第四十三条中「前条第一項の許可をしない」とあるのは「第五十六条第一項（保税工場の許可）の許可をしない」と、同条第一号及び第九号から第十一号までの規定中「前条第一項」とあるのは「第五十六条第一項」と、第四十三条の二第二項中「前項」とあるのは「第五十七条（外国貨物を置くことができる期間）」と、第四十三条の三第一項中「三月（やむを得ない理由により必要があると認めるときは、申請により、税関長が指定する期間）」とあるのは「三月」と、「置こうとする場合」とあるのは「保税作業のため置こうとする場合又は当該貨物を当該保税工場に入れた日から三月以内に保税作業に使用しようとする場合」と、「こととなる日前に」とあるのは「こととなる日前又は保税作業に使用する日前に」と、同条第三項中「保税蔵置場」とあるのは「保税工場」と、第四十八条第一項中「に入れること」とあるのは「に入れ、若しくは保税工場において保税作業をすること」と読み替えるものとする。

第六十二条後段を次のように改める。

この場合において、第五十一条第一号ロ中「第四十二条第一項（保税蔵置場の許可）」とあるのは「第五十六条第一項（保税工場の許可）」と、同号ハ中「第四十三条第二号」とあるのは「第六十一条の四において準用する第四十三条第二号」と、同条第二号及び第三号中「外国貨物の蔵置等」とあるのは「保税作業」と、第五十二条中「承認取得者が」とあるのは「第六十一条の五第一項（保税工場の許可の特例）の規定による承認を受けた者（以下この節において「承認取得者」という。）が」と、「外国貨物の蔵置等」とあるのは「保税作業」と、第五十二条の二中「第五十条第一項（保税蔵置場の許可の特例）」とあるのは「第六十一条の五第一項（保税工場の許可の特例）」と、第五十三条第二号中「保税蔵置場の全部」とあるのは「保税工場の全部」と、「第四十二条第一項（保税蔵置場の許可）」とあるのは「第五十六条第一項（保税工場の許可）」と読み替えるものとする。

第六十二条の七中「納付義務」を「納付義務等・業務改善命令」に改め、同条後段を次のように改める。

この場合において、第四十二条第三項中「第一項の許可又は前項但書の更新」とあるのは「第六十二条の二第一項（保税展示場の許可）の許可」と、第四十三条中「前条第一項の許可をしない」とあるのは「第六十二条の二第一項（保税展示場の許可）の許可をしない」と、同条第一号及び第九号から第十一号までの規定中「前条第一項」とあるのは「第六十二条の二第一項」と、第四十三条の三第三項中「第六十七条の二（」とあるのは「第六十七条の二第一項（」と、「第一項の承認の申請」とあるのは「第六十二条の三第一項（保税展示場に入れる外国貨物に係る手続）の承認の申告」と、「第四十三条の三第一項」とあるのは「第六十二条の三第一項」と、「保税蔵置場」とあるのは「保税展示場」と、第四十三条の四第二項中「前項」とあるのは「第六十二条の三第二項（保税展示場に入れる外国貨物に係る手続）」と、「同条」とあるのは「第六十八条の二」と、「第四十三条の三第一項（外国貨物を置くことの承認）の規定による申請」とあるのは「第六十二条の三第一項（保税展示場に入れる外国貨物に係る手続）の規定による申告」と、第六十一条第三項中「第一項」とあるのは「第六十二条の五（保税展示場外における使用の許可）」と、同条第四項及び第五項中「第一項」とあるのは「第六十二条の五」と、「同項」とあるのは「同条」と読み替えるものとする。

第六十二条の八第二項第五号中「次号」の下に「及び第七号」を加え、同項に次の一号を加える。

七　当該一団の土地等を所有し、又は管理する法人が、前項の許可を受けようとする総合保税地域の業務について、当該法人（その役員を含む。）又はその代理人、支配人その他の従業者がこの法律その他の法令の規定を遵守するために必要な業務の手順及び体制に関する事項として財務省令で定める事項を規定した規則を定めていること。

第六十二条の十四第一項第一号中「含む」の下に「。第三号において同じ」を加え、同項第二号中「総合保税地域の許可の基準」を削り、同項に次の一号を加える。

三　総合保税地域の許可を受けた法人が次条において準用する第四十五条の二第一項（業務改善命令）の規定による命令に違反したとき。